

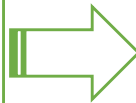
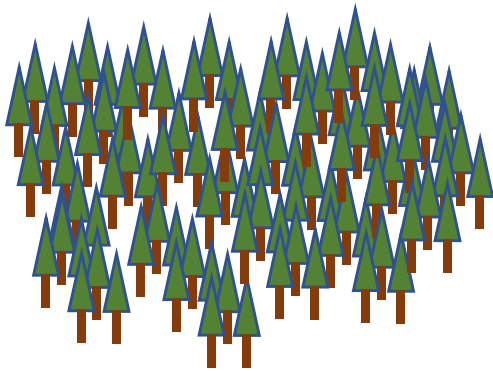
「あなたの山にあるスギ・ヒノキを生かしませんか」 ※令和8年4月改訂版

・ 森林循環に資する花粉発生源対策（主伐事業）

【概要】東京都は、花粉症対策の一環として、花粉を多く飛散しているスギ・ヒノキ林を伐採し、多摩産材として出荷するとともに、伐採後に森林所有者と協力して、花粉の少ないスギ・ヒノキ等を植栽し、保育していく事業に取り組んでいます。

【森林所有者】

都内に伐採・更新できない概ね40年生以上※¹のスギ・ヒノキ林を所有しており、立木を売りたいと考えている。



【主伐事業への調査申込み】

対象者：多摩森林計画区域内スギ・ヒノキ林の森林所有者



【調査（花粉対策室）】

- ・ 森林評価のための調査（境界・権利関係・隣接地主・森林の材積・山見・現地測量等）
- ・ 希少な動植物に関する調査など



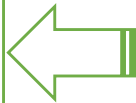
【評価（花粉対策室）】

事業の採算が合い、評価がプラスになる場合は結果を所有者に提示



【契約】

- ・ 評価がプラスで、かつ、申込者が承諾した場合は、立木売買契約及び造林・保育事業に関する契約をそれぞれ結ぶ



【森林伐採及び造林・保育】

契約に基づき、伐採・搬出を実施し、その後、造林・保育を協力して実施する。

（災害等による被害には森林所有者と協議し対応します。※植栽した樹木の所有者は 土地所有者です。）

事業の内容

- 都民・企業による募金や東京都が出資する基金を財源として、公益財団法人 東京都農林水産振興財団が概ね40年生※¹のスギ・ヒノキの立木を買い取り、伐採します。
- 土地所有者との契約に基づいて、伐採後に花粉の少ないスギ・ヒノキ等の苗木の植栽、下刈り、除伐、枝打ち等の保育の経費を財団が負担します。※¹ 伐採可能な林齢である、各市町村森林整備計画で規定された標準伐期齢以上

「主伐事業の概要」

※令和8年4月改訂版

申込み方法

1. 申込者の要件 多摩森林計画区域内にあるスギ・ヒノキ林の**所有者様※**

※代理人による申込の際は、別途森林所有者ご本人の意思確認が必ず必要となります。

2. 申込方法 別紙申込書に伐採対象となるスギ・ヒノキ林の地番、面積、権利関係（分収契約の有無等）、申し込む方の住所・氏名・連絡先等についてご記入の上提出して下さい。

（参考）調査申込みから伐採・植栽・保育までの標準的な流れと要する期間

1. 申込み受付

調査申込書に記入漏れがなければ受付印を押して写しをお渡しします。

2. 机上調査

対象の森林の地番をもとに、所有者、樹種、林齢、境界、地形、木材の搬出方法、木材の仮置き場、砂防指定地の有無、希少な動植物等について机上調査及び現地調査（山見）を実施し、次のステップに進めるかどうかについて確認します。

3. 境界等確認

対象のスギ・ヒノキ林について、原則として森林所有者様立会のもと境界線の確認を行います。境界が既に明確な場合この工程は不要となります。隣接する山林との境界が不明確な場合、または林道からの距離が300mを超える場合、一般道に面していたり伐採する同一斜面に建物があったりして安全が確保できない場合、または土場が確保できない場合は事業を行うことが困難なためお断りすることがあります。

4. 隣接地主等の調整

木材の仮置き場や木材運搬用のケーブルを張るための樹木などの使用について、隣接地主の了解を得る必要がある場合は、調整を行います。

5. 現地測量

境界及び対象の樹木の樹種、直径、樹高、本数、材積等について測量調査を実施します。

6. 評価及び提示

木材の売払いによる収入から伐採・搬出に係る経費を差し引き評価額を計算し、森林所有者様に評価額を提示します。評価がマイナスの場合や評価に対して合意されない場合は契約は行いません。

7. 契約

評価がプラスで、かつ、森林所有者の合意が得られた場合は、立木売買契約を結びます。また、別途「造林及び保育事業に関する契約」を所有者と結びます。なお、森林所有者様の相続登記、地上権・抵当権の抹消登記が必要な場合は、所有者様による登記終了後に契約します。

8. 伐採

契約対象のスギ・ヒノキ林について、伐採します。また、植栽前にシカ防護柵等を設置します。なお、現在都内で伐採搬出を実施できる事業者は、数社しかいないため、契約してから伐採開始までかなりの期間を要します。

9. 植栽・保育

契約に基づき、伐採後に植栽及び保育の支援を行います。岩が出るなど状況によっては植栽できない場所があります。なお、植栽した樹木の所有者は地主です。

※待ち時間については、標準的な目安であり、伐採・搬出の難易度などの事情によりさらにかかる場合があります。

境界の確認

- ①現地を案内できる……対象のスギ・ヒノキ林について、原則として地主立会のもと境界線の確認を行います。境界が既に明確な場合この工程は不要となります。境界を知っている人がおり、案内できると調査がスムーズです。
- ②境界木が確認できる……立木にペイントなど印がついており、現地で所有している立木の範囲が確認できると調査がスムーズです。
- ③現地の測量図や地図がある……測量図又は現地尾根・沢、岩、大木などの目印入りの地図があると調査がスムーズです。

分収林等の契約書

分収林など他者との契約書があると調査がスムーズです。また、分収林等の契約が故人間で行われている場合は、別途相続手続き等が必要となります。複数人の分収契約など土地所有関係調査が必要な場合は、補助制度もありますのでご相談ください。

隣接地主等との調整

木材の仮置き場（土場）や木材運搬用のケーブルを張るための樹木などの使用について、隣接地主の了解を得る必要があるので、隣接地主の情報があると調査がスムーズです。

林道に隣接しているなど 木材を搬出しやすい森林

伐採した丸太を搬出して収支をプラスにするためには、林道に近く効率的に木を出せる状況であると良いです。（反対に、都道や町村道に近接していると、通行の支障になるので困難です。）

木材の仮置き場（土場） の近くに建物がない森林

土場に仮置きした丸太を大型機械で玉切りしたり、トラックに載せて原木市場まで運んだりするので、騒音やトラックの通行に気を遣う住宅街近くでないと良いです。

お問い合わせ先

○公益財団法人 東京都農林水産振興財団 花粉対策室 TEL0428-20-8134(直通)

〒198-0036 東京都青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 3階

(都庁の担当部署)

○東京都産業労働局 農林水産部 森林課 花粉対策担当 TEL03-5000-7199(直通)